

教師用指導書の買入れ（追認）について（議案第44号・第45号資料）

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年3月武蔵野市条例第11号）第3条の規定により、予定価格2,000万円以上の財産については、議会の議決を経て取得すべきところ、議会の議決を経ずに買入れを行っていたため、財産の取得について追認をお願いしたい。

1 本件の経緯

令和5年

8月22日（火） 第2回教育委員会臨時会にて、令和6年度から9年度まで市立小学校で使用する教科書が採択された。

11月7日（火） 有限会社文華堂及び有限会社聚宝堂に対し、教師用指導書の概算数を提示

令和6年

3月13日（水） 令和6年度の学級予定数を元に、教師用指導書の必要数を算出し、教育部指導課から両者に教師用指導書を発注

3月27日（水） 各校に納入開始

4月8日（月） 各校において教師用指導書の使用開始

4月16日（火） 教育部指導課が両者からの請求書を受領し、支払い処理を進めた。

4月19日（金） 提出した伝票の審査の中で、会計課から疑義の指摘を受け、教育部指導課から財務部財政課へ確認を行った。

4月22日（月） 財務部財政課から、2,000万円以上の財産の取得は議決を経る必要があるとの指摘を受けた。

2 過誤発生の理由

教師用指導書の大規模な買入れは、新たに教科書採択が行われた年度に行われ、次の教科書採択による買替えまで使用している。買入れにあたっては、武蔵野市支出負担行為手続規則に規定されている「定例的または義務的な経費」であるため、支出負担行為伺いと支出命令を同時に行うことができる支出負担行為伺書兼支出命令書で買入れ及び支出を行っていた。

教科書採択は4年に1回であるが、前回採択時までは、教科書採択に伴う教師用指導書の購入費が2,000万円以上にはならなかった。

近年の物価高騰に伴う単価の増額等により、1件の購入価格が2,000万円以上となったが、上記の経緯により、教師用指導書については、引き続き支出負担行為伺書兼支出命令書で行うものと認識していたため、事務手続の過誤が発生した。

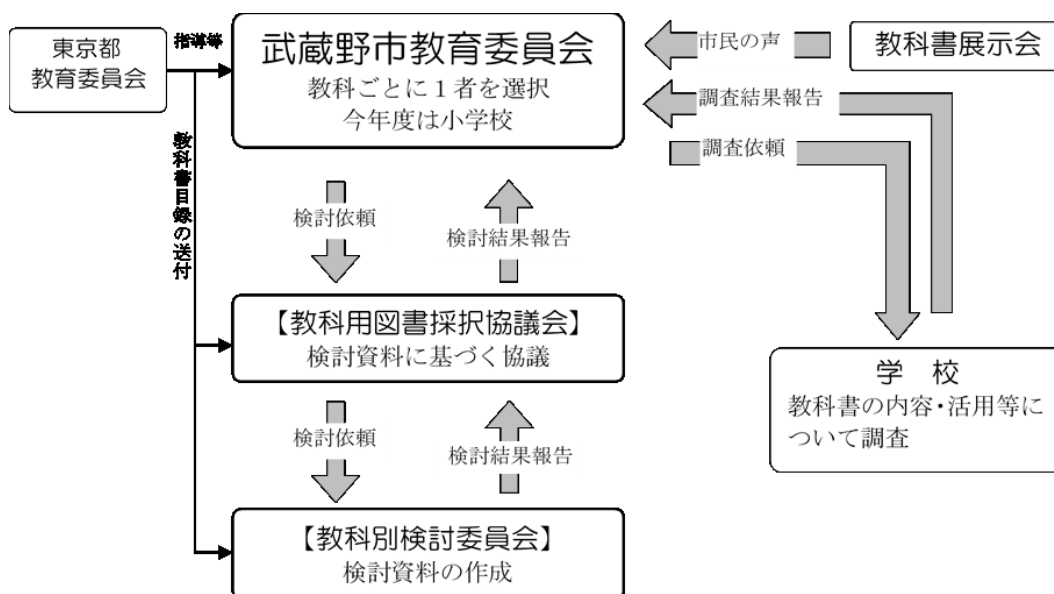
（裏面あり）

3 発注業者選定の経緯

教師用指導書は、東京都の特約供給所からしか購入することができず、本市は、東京都三多摩教科書供給株式会社から購入している。

この東京都三多摩教科書供給株式会社と契約している書店のうち、市内には有限会社文華堂と有限会社聚宝堂があり、市内の小中学校を東西に分け、両者に発注を行っている。

4 教科書採択の流れ



5 今後の再発防止策

- ・ 教育部指導課内のマニュアル整備を行い、担当者間で確実な引継ぎを実施する。
- ・ 財務部にて武蔵野市支出負担行為手続規則の改正を行う。
- ・ 財務部から全庁的な啓発・職層別の研修等での周知を行う。

<参考>小学校における教師用指導書の買入れ数の基準（抜粋）

次のとおり、学校への教師用指導書の貸与基準に合わせ、必要数を購入している。

- ・ 国語・算数・社会・理科・外国語・道徳は、学級に1冊貸与する。
- ・ 書写・生活・保健・地図・家庭は、3学級までは1冊、4学級以上は2冊貸与する。
- ・ 図工・音楽は、1学年から4学年までは3学級までは1冊、4学級以上は2冊貸与する。
- 5・6学年は学年に1冊貸与する。